

## 総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る2月26日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、3月2日、委員7名出席のもと、委員会を開催しました。

付託されました案件は、条例制定5件、上野原市過疎地域持続的発展計画の変更について1件、上野原市道路線の認定について1件、字の区域の変更について1件です。

審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・討論・採決を行いました。

「議案第5号 上野原市旅費等の特例に関する条例制定について」は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、特別職の職員で非常勤のもの、市長、副市長、教育長及び一般職の職員が公務のために旅行した場合の旅費の日当を支給しないことを定めるものです。

「議案第6号 上野原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」は、人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告に準じ、職員の12月期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月引き上げたものを、令和8年度以降、その支給月数の平準化を行うものです。また、特別職及び議員の期末手当についても、平準化を行うものです。あわせて、通勤手当の改正、及び駐車場利用に対する通勤手当の新設を行うものです。

委員からは、市の駐車場を利用する職員から駐車料金を徴収しているが、これとの整合性はどうか、という質問については、市や民間の駐車場を利用し、費用負担が発生する職員に対しては、通勤手当として月額5,000円を限度に支給する改正を行うものである、との説明がありました。

「議案第7号 上野原市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について」は、緊急消防援助隊として出場した職員に手当を支給するため、新たに「出場手当」を規定に加えるものです。

「議案第11号 上野原市消防委員会条例の一部を改正する条例制定について」は、消防委員会委員の定数の見直しに伴い、委員の定数を「15人以内」から「13人以内」に、うち市議会議員の定数を「4人以内」から「2人以内」

に改めるものです。

委員からの、提言では議会は議員が審議会等への委員に就任すること慎むようにとあるが、そこについてはどのように検討したのか、という質問については、当時の申し合わせに基づき、現在に至るまで2人の議員が委員として就任していた経緯があり、さらに削減することは整合性に欠くとの認識を消防側でも共有した結果、従来通り2名体制を継続することとした、との説明がありました。

「議案第12号 上野原市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」は、省令の一部改正に伴い条例を改正するもので、サウナ設備について、建物内の設置を想定した現行の基準に、屋外テント等に設置される「簡易サウナ設備」の項目を追加するとともに、所要の改正を行うものです。

「議案第36号 上野原市過疎地域持続的発展計画の変更について」は、現在の計画が令和8年3月31日に満了することに伴い、引き続き過疎対策を実施するため、期間及び事業内容の変更を行うものです。

「議案第45号 上野原市道路線の認定について」は、山梨県より移管される市道山王橋線について、市道路線として認定するものです。

「議案第46号 字の区域の変更について」は、土地改良法による鶴島土地改良事業の農地造成に伴う区画整理により、従来あった字犬橋を字東に変更し、他の従来のは、形状が変わるため新字界として定めるものです。

以上、当局提出8案件について採決を行った結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決定しました。

また、委員から、閉会中の継続調査として、ごみ処理に関する契約等について調査すべきとの意見やごみ処理に関しては、所管外事項を含め、多方面にわたる調査が必要であるとして、委員長より文教厚生常任委員会委員長に要請し、協議が整い、合同での視察・調査を行うこととしました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。